

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という。）は、平成16年4月、独立して職権を行使する機関として金融庁に設置されました。以来、監査品質に対する社会の期待がますます高まっている現状を踏まえ、公認会計士監査の質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、投資者の資本市場に対する信頼の向上に努めております。

1. 本年度を振り返って

審査会は、平成31年4月から第6期目（平成31年4月～令和4年3月）に入り、新たな体制で活動を開始しております。

監査事務所に対する審査及び検査等（モニタリング）については、昨年5月に公表した第6期における「監査事務所等モニタリング基本方針-監査の実効性の更なる向上を目指して-」及び昨年7月に公表した「令和元事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」に基づき、監査事務所に対して報告徴収や検査を実施しています。本年度は、特に、各監査事務所のガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢が、監査の品質の確保・向上に資するものとなっているかに重点を置いた検証を行っています。また、審査会が実施したモニタリングの成果を関係者のみならず広く一般に提供し、会計監査への関心や意識を高めていただくとの観点から、「令和2年版モニタリングレポート」及び「監査事務所検査結果事例集（令和2事務年度版）」を作成中であり、本年7月頃に公表の予定です。

公認会計士試験については、着実な業務の遂行に努め、令和元年（平成31年）公認会計士試験を無事実施いたしました。願書提出者数は平成28年試験以降4年連続して増加しており、これに伴い合格者数も増加しています。願書提出者数の増加は、試験に関する情報提供の充実などに努めた結果、若年層を中心に関心が高まっていることのほか、年々利用率が高まっているインターネット出願の導入に伴う出願時の利便性の向上も功を奏しているものと考えております。

企業の積極的な国際展開を背景に、監査業務のグローバル化がめざましく進展する中、審査会は、諸外国の監査監督当局との協力・連携の構築及び強化を積極的に進めてまいりました。特に、現在、東京に事務局が置かれている「監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）」の活動を通じて、審査会は金融庁と共に会計監査に関する国際的な制度・運用の把握や、グローバルな監査品質の向上に係る国際的な議論への積極的な貢献を続けてまいりました。平成31年4月にギリシャで開催された第19回本会合では、代表理事国として監査の未来や在り方に関する議論に貢献するとともに、令和元年10月のグローバル監査品質ワーキンググループパリ会合では、6大監査法人ネットワークの代表者やメンバー当局と、監査品質向上に係る議論を活発に行いました。また、二国間の協力関係においても、各国と締結してきた情報交換枠組み等を活用して、国際的に活動する監査事務所に係る情報共有を行うなど、今後も審査会の審査・検査活動に資するとともに、当局間の連携を強化していきます。

2. 今後の課題

第6期審査会2年目となる令和2年度においては、上記のとおり、今年度重点的に実施した取組やこれまで取り組んできた実績を踏まえつつ、着実な業務の遂行に努めてまいります。

監査事務所に対するモニタリングについては、監査事務所をめぐる環境が年々大きく変化していることから、その変化に対応したモニタリングの実施に努めます。また、監査の品質の確保・向上を図り、業務の適正な運営を確保する主体は監査事務所であることから、監査事務所に自発的な改善行動を促すような実効的かつ効率的なモニタリングに取り組んでまいります。特に、各監査事務所のガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢については、その実効性を引き続き検証していきます。加えて、モニタリングの成果を関係者及び広く一般に提供していくため、モニタリングレポート等の内容の更なる充実に努めてまいります。

公認会計士試験については、願書提出者数の増加傾向を持続するためにも、引き続き、若年層や女性も含めて、より多くの人々に挑戦していただけるよう、公認会計士の使命・役割等をテーマとした講演を行って、公認会計士という資格・職業の魅力について、なお一層の情報発信を続けてまいります。

国内外における公認会計士・監査法人や被監査会社を取り巻く環境の変化に対応するため、IFIAR等での議論への積極的な参加や、海外監査監督当局との連携を通じて、海外における監査の在り方をめぐる議論の動向把握に努めてまいります。そして、より一層グローバルな監査品質の向上に貢献してまいります。

審査会はこれらの活動を通じ、監査の信頼性を確保することにより、日本の資本市場の信頼性の向上に努め、ひいては国際経済の健全な発展に貢献してまいります。

令和2年3月

公認会計士・監査審査会会長

櫻井久勝